

ロンドン滞在記

須加 憲子 (専修大学法学部准教授)

1 はじめに

2020年1月9日、英議会は同国の欧州連合 (EU) 離脱 (ブレグジット, Brexit) 関連法案を可決した。これで英国は、同月末にEUを離脱する初の国家となることになり、同国を分断してきた数年にわたる議論に決着をつけることになった。まさにこの激動の最中、筆者は専修大学長期在外研究員制度を利用して、2017年8月に渡英し、ロンドン大学のロンドン高等法学研究所 (Institute of Advanced Legal Studies, IALS) の Visiting Scholar とユニバーシティ・カレッジ・ロンドン (University College London, UCL) の Visiting Lecturer として1年間の在外研究の機会をいただいた。そこで、筆者は、当時5歳の息子と小学2年生の娘を伴い、ロンドン郊外での母子3人のイギリス生活を体験することができた。

率直に言って、大人1人で保育園・小学生低学年の児童2人を連れて、知人ゼロの外国生活をスタートさせるのには非常に苦労した。そこで本稿は、私自身のためのイギリス生活忘備録としてだけでなく、子供を連れて研究者の海外現地生活の確立方法の参考になればと思い、イギリス在外研究生活と日常生活をどのように遣り繰りしたかを中心に滞在記としてまとめてみたい。

2 滞在先の選定

まず、滞在先にロンドンを選んだ理由である。滞在先を選択するには、他の先生からの紹介など様々な視点があろうが、筆者は研究テーマを重視した。第一の理由としては、ニューサンス法 (生活妨害法理, Torts の一分野) と環境法の第一人者の1人である Maria Lee 教授が、UCL に所属しているからであった。今回の在外研究においては、修士論文のテーマであったニューサンス法について、再研究を予定しており、

そのため、イギリス内で自分の研究テーマに最も近い研究を行なっている研究者のいる所に行くことを試みた。また、Tortsの講義を聴講して体系的にTortsを理解することをメイン活動として計画した。第二に、家族の問題として、日本人小学校がロンドン西部にあったからである(しかしながら、子連れ研究者が子供を日本人学校に入れるのは間違いであったと後悔することになる)。

3 コネなし在外研究計画者の受入機関探し

今回の私の在外研究員決定は、通常の手続きと比較して遅いものであった。なぜなら、既に2017年度在外研究員として決定していた先生が他大学に移籍されることになったため、急遽、私が繰り上がることになったからである。確かに研究員応募書類を提出していたが、応募の予行練習・滞在先下調べの軽いつもりで出したもので、既に私より優先順位の高い先生が応募しているのを知っており、実際一旦はその先生に決定済みで、突如降ってわいた在外研究だった。

そこで、出身校の早稲田大学で英米法をご指導いただいた戒能通厚先生に相談して、IALSのJules Winterton所長(当時)に連絡をとり、Invitation Letterを発行していただくことにした。これで1年間のイギリス滞在資格は確保できることになったが、問題は、自分の研究テーマであるTortsやNuisanceの指導を受ける研究者とどうやってコンタクトを取るかであった。筆者の第一目標は、Maria Lee教授とコンタクトを取ることであった。ロンドン大学を構成するCollegeであるKing's CollegeやQueen Maryには公募式の客員研究員制度が存在するが、UCLの法学部にはそういった制度は無いようであり(少なくとも渡英前に見つけることができなかった)、また、筆者自身には、イギリスの不法行為研究者とのコネクションは皆無であった。そこで、「当たって砕けろ」の精神で、欧米で一般的に用いられる形式で学歴・職歴・研究業績をまとめたCV(Curriculum Vitae)を作成し、Maria Lee先生にご指導をお願いするメールを差し上げたのである。残念ながらMaria Lee先生からは御事情があって受け入れできないという丁寧なお返事をいただくのだが、幸いなことに同じUCL所属のTorts研究者であるPaul Mitchell先生に受け入れていただけることになった。お返事を頂けなくても仕方ないとは思っていたが、胸をなでおろし、何事もチャレンジすることが大切であることを改めて実感した。

4 IALS

ロンドン大学IALSとUCLは、ロンドン中心部のBloomsbury地区に所在する。近くには王立裁判所(Royal Courts of Justice)¹⁾や大英博物館もあり、観光客も大勢いる地区である。

筆者のイギリスでの研究活動は、IALSのJules Winterton所長へのご挨拶と同機関を利用するための事務手続きを行うところからスタートした。所長には、「小倉山荘」のあられを持って挨拶に伺った。イギリス人が煎餅を食べるかどうかという、イギリスではrise cake²⁾という米を原料としたお菓子がポピュラーである。おかきもrice cakeの一種に含まれようとの拡大解釈である。日本出国前に、日本からのかさばらないお土産品として、戒能先生が風呂敷や日本風の絵が描かれたハガキなどに言及されていたので、風呂敷包装された色とりどりのあられにしてみたのだが、はたして食に関しては保守的なイギリス人に煎餅は受け入れられるのだろうか。ところで、rice cakeと煎餅の拡大解釈論には異論が出るかもしれないが、イギリスには日本の商品と似ているものが結構あり、例えば「雪見だいふく」にそっくりな“Mochi Ice Cream”なるアイスがあった。日本よりもバラエティーに富んでおり、バニラからココナッツ・抹茶・マンゴー味など日本と一風変わった雪見だいふくを楽しむことができた。

IALSは、ロンドン大学に付属する国立の学術研究機関であり、その図書館は法学研究図書館として、イギリスの法律関係者のみならず、世界の法律関係者に門戸が開かれている。この図書館では文献収集で大変お世話になった。インターネットが普及して日本国内でも外国の文献収集が楽になったとは言え、やはり、本拠地と比較すれば日本ではイギリス法の文献は入手しにくい。この機会に、日本では使えないデータベースを中心に雑誌論文等を大量にダウンロード収集することができ、研究効率に貢献した。IALSではセミナーや講演会も開催されているので、アメリカのHon. Andrew J. Wistrich裁判官の裁判過程における心理学についてのセミナーなどに参加し、普段

1) 無料で入場できるが、有料のガイドツアーもあり、説明を聞き質問もしながらより興味深く見学できた。

2) rice cakeは海外でヘルシー食として人気があり、塩味や醤油味のものそのまま食べてもおいしいし、クラッカーのようにチーズをのせて食べたりもする。チョコレートコーティングされたものもある。ちなみに、小学校にはスナックタイムがあったので、娘自身のおやつにあられを持たせていたところ、クラスメートには好評だったようだ。

検討しない勉強を行う良い機会となった。

IALSの図書館は混雑していると思いきや、館内の人は疎らだった。当初、IALSとUCLのどちらの図書館で本を読もうかと考えてUCLの図書館にも行って見たが、こちらは学生で溢れかえっていて机も勉強する学生ではほぼ埋まっている状態だった。皆真剣に学習しており、イギリスの学生は大変に勉強熱心である。

さて、渡英前には、書店に行き実物を見ながら本を選べることも楽しみにしていた。大学近辺で本はどこで買えるかについて言えば、イギリスでも本屋の実店舗は少なくなっている印象であり、Paul先生もAmazon.co.ukを良く利用するとおっしゃっていたが、オンライン書店が多用されているのだろう。それでも、FoylesやWaterstonesといった大型の書店は存在し、大学キャンパス脇にも、イギリスとヨーロッパ各地に支店を持つWaterstonesのGower Street支店があり、店内に設置された椅子に腰かけ、ゆっくりと近隣大学の講義で用いられている売れ筋の学術書や絵本などの一般書を手にとってみる事ができる。

5 UCL

UCLでは、Paul Mitchell先生の不法行為法の授業を聴講させていただいた。日本で研究しているときには、自分の研究テーマに関連する部分について興味が趣くままにまだらに勉強してしまうが、はたして正しくTortsを理解できているのか常に心許なく感じていた。そこで、全体を通して基礎知識を押さえ最新の判例・学説情報を得ることができたのは、私にとっては非常に有意義であった。Maria Lee先生にもニュースانسについてのご意見をお伺いしたが、彼の地は人格権の概念を用いない法理のため、生のままのイギリス法を紹介するだけでは駄目であり、法概念の違いを我が国の法の糧にするにはどうすればよいか、目下検討中である。

講義室で印象的だったのは、大教室でも、受講生ほぼ全員がパソコンを持ち込み、画面上で資料を確認しつつメモを取っていたことである。キーボードをたたく音が教室に響き、学生たちはとても真剣である。

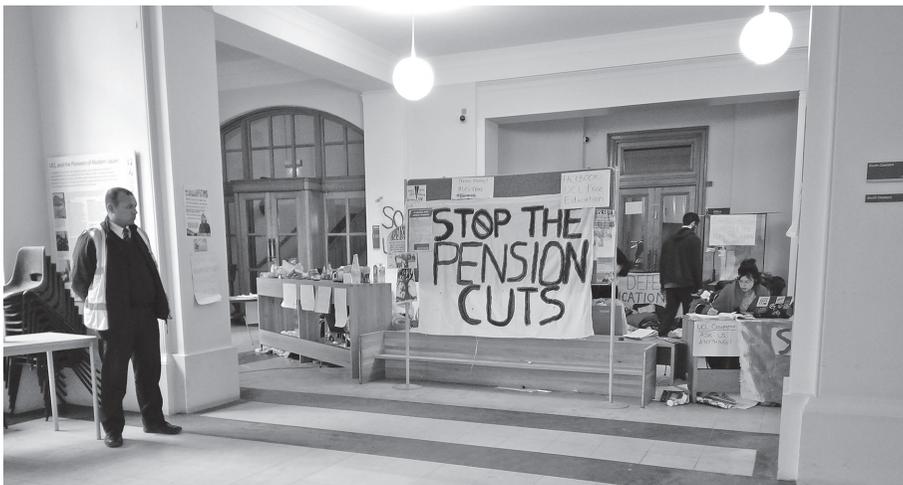
6 インターネット事情

このように、研究と生活においてパソコンとインターネットが欠かせないが、街中

どこでもフリー Wi-Fiが発達していて、非常に便利であった。研究面でいえば、UCLとIALSの回線が利用できたが、元々 eduroam を自分のパソコンに導入していたので、大学周辺ではこちらを多用していた。もちろん、自宅でもインターネットが必要なので、イギリス人と同様に大手のブリティッシュテレコムやヴァージンメディアにオンライン入会を試みたが、渡英直後にイギリスの銀行口座が開設できない外国人にとっては、契約条件をクリアできない。日系会社を利用する方法もあったが、渡英後の筆者のモットーは「現地の人と同じ生活をする事」である。ヴァージンメディアと交渉すると、デポジットを支払うことで銀行口座要件をクリアしなくても年間利用契約を許可された。

7 イギリスならではの事——ストライキと連日のEU離脱報道

ヨーロッパでは、労働者の権利意識が高く、ストライキが良く行われると聞いていたが、実際、2018年2月から3月にかけて、ロンドン大学でも年金制度に関するストライキが行われ、講義・業務がストップされた。4週間規模のストは学生にとっても影響が大きいと言われていて、筆者には新鮮な経験だった。



また、冒頭でも触れたように、EU離脱に揺れるイギリスでは、連日テレビでEU離脱に関する事項が報道され、法学部や研究所のセミナーや講演会のテーマにもなっていた。そのため、英-EU関係にも興味を持ち、King's College LondonのEU法コースを受講することにした。受講生はEU各国の行政官や弁護士が多くてアジアから来た

民法研究者は場違いであったが、授業には司法ツアーも組み込まれており、Lincoln's Inn, Staple Innや法廷衣装店のEde & Ravenscroftなどを専門ガイドの案内で他の受講生たちと見学するのは楽しかった。

8 子連れ女性教員の生活編

(1) 生活開始

まず、生活用品に関しては、現地で購入することができるので日本から持っていくものは必要最小限で十分だと思う。筆者はスーツケース4個（内1個は子供の学用品）で生活をスタートさせた。最初に行くべき事は、家探しで、ロンドン日本人学校の所在するEaling地区のチューダー様式のフラットを賃借した。オーナーと近隣住民の人柄も大切だと思ったので、現地で物件見学をして決めた。ここで、ヨーロッパの古い建築物を大切にする風潮が日本で賛美される傾向にあるが、実際に居住した感想はどうだったか。リフォームは重ねているか、やはり現代建築物よりは快適性も劣るようであり、また、この地区は保存地区に指定されており、Councilの許可を得ないと修理できない部分もあるなど一定の不自由がある。さらに、筆者もフラットの修理を経験したところ、日本では1週間程度でできるだろう作業が、こちらでは1,2カ月もかかった。伝統的建造物の維持は、所有者や居住者の努力と忍耐によって支えられている。

(2) 子供の小学校について——小学校・アフタースクール・シッター

筆者は、大人1人に対して子供2人を伴って渡英したので、子供を学校に入れないことには自分が外出できなかった。日本の学年では上の子が小学2年生・下の子が5歳保育園年長、イギリスの学年に当てはめると上がyear 4(4年生)・下がyear 1(1年生)に該当する。そこで、渡英前の計画では、ロンドン日本人学校に入学させれば、日本語が通じ日本の学校生活と同等の生活ができるだろうから、子供の世話に掛かる手間が軽減される予定であった。ところが、これが大きな間違いであることがすぐに判明した。重大な問題として、日本人学校は日本のカリキュラムと学事歴に従って教育を行うため、現地の大学のハーフトームや長期休暇期間・現地社会と予定が合致しない。次に、必要な学習道具が日本独特の物になるので、揃えるのが面倒である。そして、通っている生徒の多くが企業の駐在家庭の子供になるため、仕事を持つ母親が

少なく、保護者・子供ともに放課後の付き合いが緊密になっているように感じた。それから、日本人学校の先生自身も仰っていたように、ほぼ日本語・文化環境で生活するため、イギリスにいながら英国文化に親しむ機会が少なく、英語についても上達しないということであった。

ここで確かに、日本人学校に在籍すれば、先生方も保護者の方々も皆親切で生徒たちも礼儀正しく、かつ帰国後の生活もスムーズに進められるというメリットもあった。しかしながら、日程の問題・現地校にはアフタースクールが併設されていること・日本人学校を選択すると下の子は日本人幼稚園に通わざるを得ないが、イギリスの小学校就学年齢は5歳のため、現地校ならば2人とも小学校に通えることから、入学早々転校することにした。

それでは、イギリス公立小学校にはどのような転校手続きで入学できるか。筆者が滞在していたときには、居住していたEalingのCouncilのHPから入学希望の小学校を選択して申込手続きを行うようになっていた——日本の義務教育制度のように、黙って待っていても自動的に近くの小学校に入学できるわけではない——。オンラインで入学希望の学校を3校まで選択し、住所等の個人情報や入学希望理由等を申請すると、定員に空きがある場合／空きが出た時点で、入学許可の連絡が届くシステムになっていた。筆者の場合は、入学希望理由として、シングルのため至急自宅近くの学校に入学する必要があることと、イギリス文化に馴染む必要があることを力説してみた。このように、自由な学校選択制になっているため、遠方からの電車・バス通学や自家用車での送り迎えが行われている。人気校には空き待ちが発生し、空きがない場合には、イギリス人家庭でも駐在家庭でも子供は学校に通わず数か月自宅待機をすることもあるそうである。就学する権利はどのように考えられているのか専門家に聞いてみたかったところである。幸い、我が家は1週間かからずに、West Acton Primary Schoolから入学許可の通知が届いた（すぐ後にもう一つの学校からも通知が届いた）。教育内容としては、調べてまとめる・意見を述べるというスタイルが多く、親子で毎日英語での宿題に取り組むことで、自然とイギリス一般文化も吸収する形になった。

子供が通った小学校には民間運営のアフタースクールが併設され、18時まで利用することができた。ただ、受け入れ人数が少なく空きが出るまで待つ必要があったが、利用できるになると、ようやく親の行動の自由が確保された。

子供の預け先として、アフタースクールの他には、一手段としてシッターを利用する方法がある。シッター会社も多数あるが、筆者が採ったシッター探しでは、口コミ

が大いに役に立ったことは特筆に値する。子供の同級生の保護者達にシッターを探していることを伝えると、数名のシッター情報を教えていただくことができた。

(3) 移民大国イギリス

イギリスは移民大国である。2018年度の長期の国際的な移動に関する統計を表した、ONS（英国国家統計局）の2019年11月のレポートによると、12カ月以上滞在する意図でのイギリス入国数は推定212,000人以上増加しているということである（移入数609,000人に対し、他国への移出数397,000人）。EU離脱騒動のため、EUからの移入は急激に減少しているが、その他の地域からは依然として増加傾向にある。

筆者が賃借したフラットも、イングランド人家庭は一軒のみで、まず我が家の日本人、アメリカ人、アイルランド人、アフリカ系インド人、インド系インド人家庭と、国際色豊かなフラットであった。イギリスは移民の国であることをまずはフラットから実感した。フラットの住民にはとても恵まれ、クリスマスパーティーに招待していただき、帰国前にはお別れ会を開いてくれた。また、前述のフラットの修理業者はポーランド人達で、修理期間が長かったので、親方は英語で会話しながら日常的な英語の言い回しを教えてくれた。

日本人も比較的多く通っていた子供の小学校でも、東欧系、インド系、ロシア系と国際色豊かである。娘はロシア系の子供と親しくなり、その子の保護者は放課後の公園でロシア地方の生活やイギリスの市民権取得事情について語ってくれた。

(4) 食事・家事

在外研究期間においては、自分の研究をしつつ子供に関連する人間関係をこなしつつ、当然家事も1人で行うことになる。在外研究先がイギリスであったと告げると、多くの人に「イギリス料理はまずかったですよ」と言われた。しかしながら、帰国から1年以上経って思い返してみても、イギリスでの食事が特にまずかったとか不自由したという記憶は無い。美味しい店のフィッシュ&チップスは美味しいし、その他のイギリス料理やビーガン料理、それから東京で世界各国の食事が楽しめるように、移民大国イギリスでは中華料理・韓国料理・イタリア料理・ベトナム料理、諸国のレストランが揃っているので本場の味が楽しめるのである。パブにもkids' menuがあり、ファミレスがわりに利用できる。

自炊の点では、都心で観光客のように買い物するのも楽しいが、日常生活用品に関

しては、日本以上にオンラインショッピングが発達し、特にネットスーパーは早朝から深夜まで稼働している。ただし、イギリスのオンラインショッピングは配達がたまに不正確で隣のフラットに配達したりと、届かない場合には自力で追跡する能力が必要だった。

(5) 余暇活動：ポンペイ——古代ローマ法を体感して

生活妨害法理の説明では、古代ローマの社会でも煤煙問題などの近隣妨害があるところからスタートする。また、人格権につながるペルソナ (persona) という概念とは、古代ギリシア・古代ローマの演劇では俳優が被る「仮面」が用いられており、元来、喜劇や悲劇において人物を表現した「仮面 (persona)」から由来するものといわれている。

そこで、在外研究期間中に機会をみつけて、古代ローマの生活環境や円形劇場を見学しにイタリアに出掛けた。ギリシア人によって作られたトルコのエフェソス遺跡は訪問したことがあったが、今回は、小学校の春休みを利用して、イタリアが暑くなる前の気候の良い4月に、ポンペイを訪問することができた。エフェソス遺跡に完全な原型を留めている建物が無いのに対し、周知の如くポンペイは古代ローマ人の生活をそのまま伝えている。住居、店舗や歩道・馬車道などもそのまま残り、シーザーが騒音対策として馬車の交通規制をする元老院令を出したというのも感慨深く感じられた。それから意外に、小学生もポンペイ遺跡を楽しんでいたのも、ヨーロッパで在外研究される際には、家族で古代遺跡を訪れるのも良い思い出になると思う。

9 おわりに

在外研究の記録であるべきところ、本稿はイギリス滞在に関する多岐にわたる滞在記になってしまった。最後に、在外研究の機会を与えてくださった専修大学と法学部の先生方、在外研究とイギリス生活をささえてくださった方々に厚くお礼を申し上げます。